

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり



し ふ く し じ む し ょ
うるま市福祉事務所

し や く し ょ ふ く し ぶ ほ ご か
(うるま市役所 福祉部 保護課)

し ょ ざ い ち お き な わ け ん し ま ち い っ ち ょ う め ば ん ご う
所在地 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

し や く し ょ ひ が し と う か い ば ん ま ど ぐ ち
うるま市役所 東棟2階 (4番窓口)

で ん わ ば ん ご う
電話番号 098-979-6552 (直通)

ふ あ っ く す
FAX 098-989-0224

もくじ

せいかつ ほ ご 生活保護とは	・ ・ ・ ・ ・	1
ほ ご げんそく 保護の原則	・ ・ ・ ・ ・	2
てつづ なが 手続きの流れ	・ ・ ・ ・ ・	3
ほ ご ひ 保護費のしくみ	・ ・ ・ ・ ・	5
ほ ご しゅるい 保護の種類	・ ・ ・ ・ ・	6
けんり ぎ む 権利と義務	・ ・ ・ ・ ・	7
びょういん 病院にかかるときは	・ ・ ・ ・ ・	9
ほ ご ひ かえ 保護費を返していただくことがあります	・ ・ ・ ・ ・	10
ふ ふく もう た 不服申し立て	・ ・ ・ ・ ・	11
ほ ご う げんがく めんじょ 保護を受けたときに減額・免除されるもの	・ ・ ・ ・ ・	11

生活保護とは

年金や給与などの「収入」が、国で定められた「最低生活費」を下回っており、自分の資産や能力、他方他施策を活用しても、生活を維持することができない世帯に対して国が「健康的で文化的な最低限度の生活」を保障するための制度です。

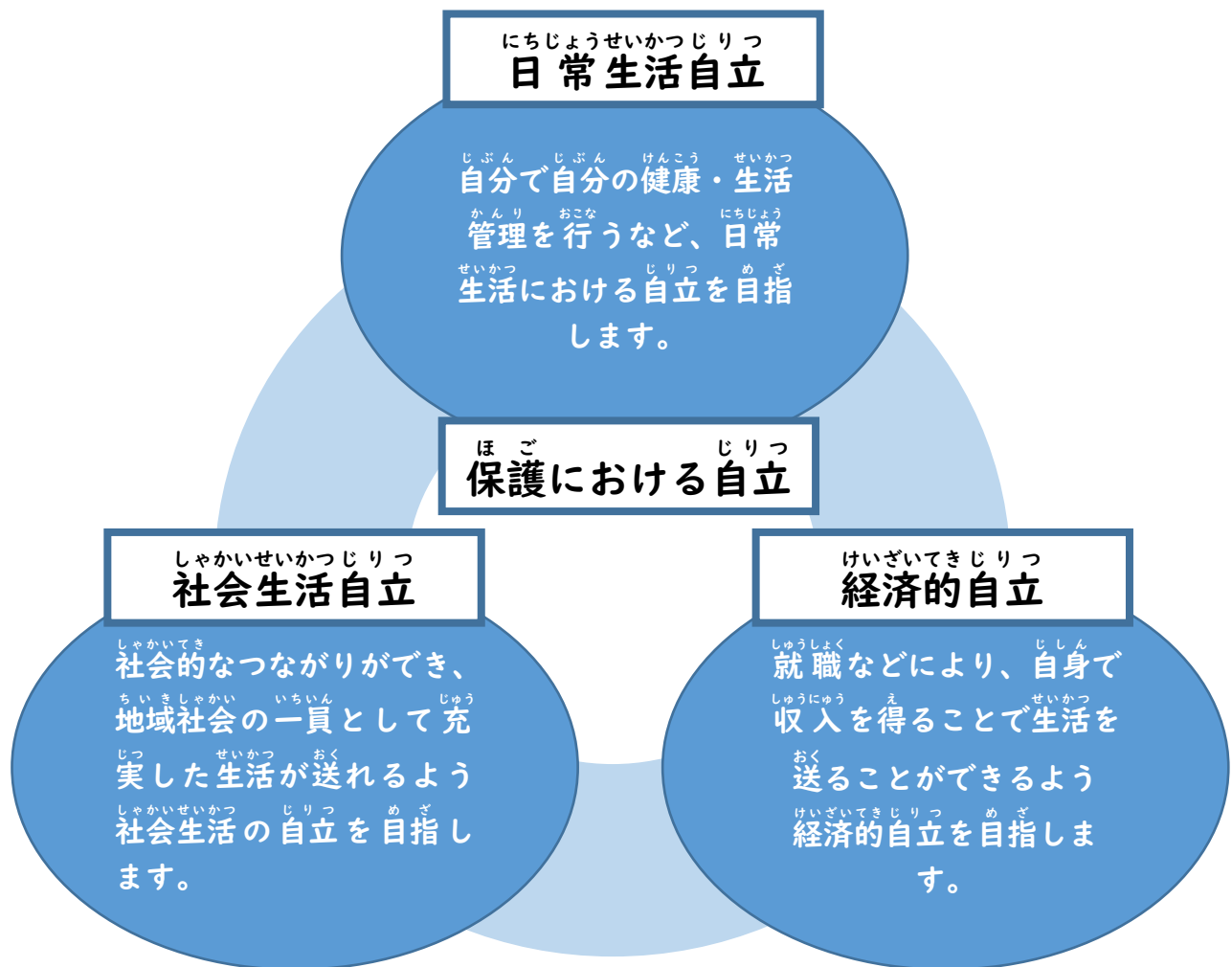
参考：日本国憲法第 25 条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

○生活保護の目的

資産や能力を活用しても生活に困るかたに対し、状況にあわせて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

※ 自立とは「日常生活自立」「社会生活自立」「経済的自立」の 3 つの自立に向け、保護が必要な人へ必要な支援を行います。



ほご げんそく 保護の原則

せいかつ ほご い か げんそく おこな
生活保護は、以下の原則によって行われます。

1 しんせい ほご げんそく ほうだい じょう 申請保護の原則(法第7条)

せいかつ ほご げんそく ほんにん しんぞく しんせい か い し
生活保護は、原則として本人や親族の申請によって開始します。

ただし、ほご ひつよう ひと きゅうはく じょうきよう ふくし じ む しょうちょう はんだん ほんにん
ただし、保護が必要な人が急迫した状況にあるときは、福祉事務所長の判断によって本人
からのしんせい ほご おこな
申請がなくても保護を行うことがあります。

2 きじゅん ていど げんそく ほうだい じょう 基準および程度の原則(法第8条)

せいかつ ほご くに き きじゅん せたい しゅうにゅう ちよきん きじゅん み
生活保護は国が決めた基準をもとに、世帯の収入や貯金などで、基準を満たすことができ
ないときに、た ぶん おこな
足りない分を補うかたちで行われます。

3 ひつようそくおう げんそく ほうだい じょう 必要即応の原則(法第9条)

せいかつ ほご ほご ひつよう ひと じじょう さいていげんど せいかつ い じ ひつよう
生活保護は、保護が必要な人の事情にあわせ、最低限度の生活の維持のために必要にあ
わせててきせつ おこな
適切なかたちで行われます。

4 せたいたんい げんそく ほうだい じょう 世帯単位の原則(法第10条)

せいかつ ほご ひと いえ す せいかつ いつ せたい たいしょう おこな せたい
生活保護は、一つの家に住んでいて、生計を一にしている世帯を対象に行われます。世帯
なか いちぶ ひと ほご う
の中の一部の人だけが保護を受けることはできません。

ただし、とくべつ じじょう
ただし、特別な事情があるときは、くに き きじゅん もと せたい なか いちぶ ひと
保護する(またはほご
保護しない)ことがあります。

てつづ な が れ 手続きの流れ

せいかつ ほ ご しんせいてつづ な が い か と お
生活保護の申請手続きの流れは以下の通りです。

① 相談

せいかつ ほ ご しんせい てつづ な が い か と お お も ふくし じ お し ょ
生活にこまっいて相談したい、生活保護の制度についてききたいと思ったら、福祉事務所へ
ご相談ください。相談時には面接相談員が、生活状況、資産状況、親族との交流状況などを
かくにん せいかつ ほ ご せ い ど り よ う せ い ど せ つ め い お こ な
確認し、生活保護制度やそのほか利用できる制度について説明を行います。

② 申請

せいかつ ほ ご う ほん にん い し しん せい ひつ よう ほ ご しん せい し ょ ふくし じ お し ょ
生活保護を受けるには、本人の意思で申請する必要があります。保護申請書を福祉事務所に
て よう い じ しん せ に ゆう てい し ゆつ な ん じ じ ょう ほん にん よ
て用意しておりますので、ご自身で記入して提出してください。なお、何らかの事情で本人によ
る しん せい ば あ い しん ぞく しん せい しん せい ち ょう さ
る申請ができない場合は、親族などがかわりに申請することもできます。申請するときに、調査
に ひつ よう し り ょう てい し ゆつ ね が
に必要な資料の提出をお願いすることがあります。

い か し り ょう てい し ゆつ ね が
以下の資料などがあればご提出お願いいたします。

- ☐ マイナンバーカード
- ☐ 預金通帳(最終取引まで記帳されたもの)
- ☐ 給与がわかるもの(給与明細など)
- ☐ 住んでいるところの賃貸借契約書や家賃・地代がわかるもの
- ☐ 健康保険証(国民健康保険/後期高齢者医療保険/おつとめ先の健康保険証など)
- ☐ 障がい者手帳(身体/精神/療育)
- ☐ 自立支援医療受給者証
- ☐ 重度心身障害者(児)医療費助成受給資格者証
- ☐ 特定医療費(指定難病)受給者証
- ☐ こども医療費助成受給資格者証
- ☐ 介護保険を利用していることがわかるもの(介護保険被保険者証/介護保険負担割合証など)
- ☐ 年金をもらっていることがわかるもの(年金支払通知書、ねんきん定期便など)
- ☐ 自動車検査証/車両の任意保険証/運転免許証
- ☐ 保険にはいっていることがわかるもの(生命保険・医療保険など)
- ☐ 各種手当をもらっていることがわかるもの
(児童手当/児童扶養手当/特別児童扶養手当/特別障害者手当など)

③ 調査

担当員がお宅を訪問し、生活状況、資産状況、扶養義務者などを確認します。また、必要に応じて、銀行や保険会社などに調査をします。

保護は、活用できる資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。(法第4条 保護の補足性)

資産について

- ・預貯金や生命保険、動産(車など)・不動産(土地・家屋・畑など)をもっているか調査をします。
- ・活用(売却など)ができる資産がある場合は、資産を活用していただき、もらった収入を生活費に充てていただくことがあります。
- ・居住用の不動産は保有が認められる場合があります。
- ・そのほか、事情によっては、車両、生命保険の保有について認められる場合もあります。

能力の活用について

- ・働く能力のあるかたは、その能力にあわせて働く必要があります。
- ・病気や障害、その他の理由で働くことができないときは、その問題の解決を優先に行います。

扶養義務について

- ・民法上、扶養義務のあるかた(親、子供、兄弟姉妹など)へ援助の可否についての確認をします。
- ・扶養義務者から援助が受けられるときは、保護に優先して受けてください。
- ・特別な事情があるときは、相談員へ申し出てください。

他の法律や制度の活用について

- ・生活保護以外にも、さまざまな公的制度があります。
(年金、各種手当、医療助成制度、貸付金など)
それらの制度を利用できるときは優先して活用していただく必要があります。

④ 決定

調査の結果、原則14日以内に生活保護の適用可否についてお知らせします。ただし、調査に時間が必要なときは、30日以内にお知らせいたします。

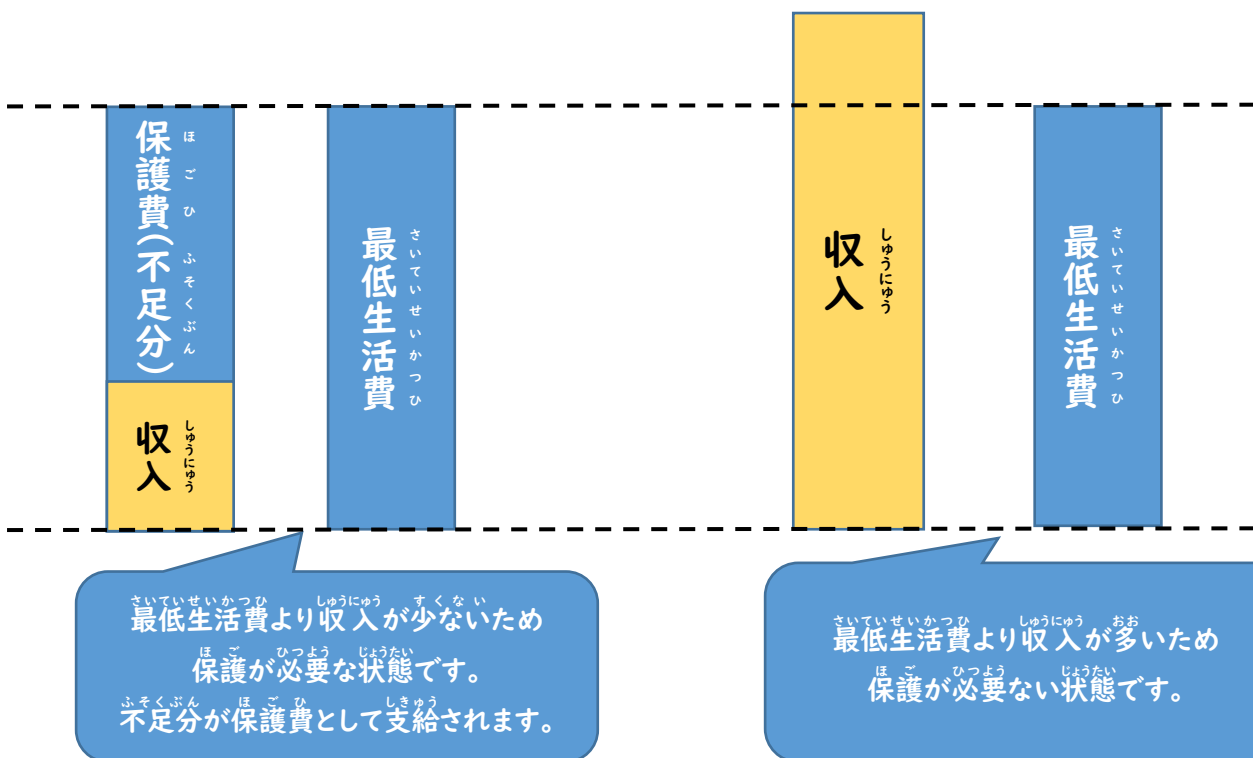
生活保護が決定されると、担当ケースワーカーによる世帯にあわせた支援が開始されます。

保護費のしくみ

必要な調査をしたあと、生活保護が適用されるかについて審査をします。

国が法律で定めた最低生活費と世帯全員の収入をくらべて、最低生活費より収入が少ないときは、その足りないお金を保護費として支給します。反対に、世帯の収入が最低生活費より多いときは保護費の支給はなく、生活保護を受けることができません。

保護を必要とする場合



最低生活費とは・・・

生活費(衣食・水道光熱費など)や、住宅費(地代/家賃など)、教育費(給食費/学用品費)、医療費などを合計した、最低限度の生活に必要な生活費のことです。

また、住んでいるところや世帯の人数、年齢によって最低生活費は変わります。

保護の種類

生活扶助	衣類・食事・水道光熱費などの日常生活に必要な費用の事です。 世帯の人数や、世帯員の年齢によって変わります。また、特別な需要があるときは加算を検討することができます。(例：冬季加算、母子加算、児童養育加算、障害者加算など)
住宅扶助	家賃や地代などの住むために必要な費用の事です。
教育扶助	義務教育を受けるための学用品や給食費、課外クラブ活動に必要な費用の事です。
医療扶助	病気やケガのため、医療機関(病院)で治療を受けるために必要な費用の事です。保険適用範囲内のものを原則現物給付(福祉事務所が医療機関へ直接支払い)します。
出産扶助	出産にかかる費用の事です。決められた金額内において支給されます。
介護扶助	介護認定を受けているかたが介護保険サービスを利用するときの自己負担費用を現物給付(福祉事務所が介護サービス事業所へ直接支払い)します。
生業扶助	高等学校等へ就学するための費用や自立のために仕事をはじめたり、仕事を習うために必要な費用の事です。
葬祭扶助	世帯員が喪主となる時に必要な葬儀費用を決められた金額内において支給されます。葬儀費用が決められた金額を超えときは支給ができません。

権利と義務

生活保護を受けている方の権利

条件を満たせばだれでも平等に保護を受けることができます。

- ① 正当な理由なく、保護費が減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- ② 保護金品に対して税金はかかりません。
- ③ 保護金品が差し押さえられることはありません。

生活保護を受けている方の義務

① 生活を良くするための努力をしましょう

- 働けるかたは能力にあわせて働き、経済的自立に向けての努力をしてください
- 病気の治療が必要な場合は通院・治療を行い、日常生活自立や社会生活自立に向けてつとめてください
- 家計の支出を把握し、保護費の計画的消費・節約に努めてください。
(パチンコ・飲酒などの浪費や借金をしてはいけません)

② 指導や指示を守りましょう

- 担当員は、生活の維持向上や、世帯の自立を助けるための支援をします。保護の目的を達成するため、必要な指示や助言を行うこともありますので、これを守るよう心掛けてください。

③ 生活状況や収入が変わったら届け出をしましょう

生活保護は、世帯人数や、生活の状況、他で受けられる支援や給付に基づいて保護費を決定します。そのため、世帯の収入や状況が変わったときはすみやかに届け出てください。届け出が必要なのは以下の通りです。

■生活状況が変わったとき

- ・仕事を始めたり、やめたり、変えたりしたとき
- ・世帯状況に変動があるとき
(入院、退院、転入、転出、施設入所、施設退所、入学、中退、卒業、結婚、離婚、妊娠等)
- ・健康保険の資格取得や資格喪失をしたとき
- ・家賃や地代が変更されるとき、引っ越しをするとき
- ・その他、生活状況に変動があったとき

■ 働かずに得る収入

- 年金や公的な手当(児童手当、児童扶養手当など)
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金
- 仕送り
- 交通事故の損害賠償金
- 裁判や交通事故による慰謝料、補償金
- 相続や養育費
- そのほか、口座に入金があるとき(国民健康保険や介護保険の還付金など)

■ 働いて得る収入

世帯員のうち、収入のあるかたは全員届け出が必要です。そのため、高校生のアルバイト収入も届け出が必要です。働いて得た収入の届け出を正しく行くと、一定の控除を受けることができます。

※控除とは、収入から一定の金額を差し引くことです。控除された分は手元に残ることになります。

基礎控除	働いてもらう収入があるとき、給与の金額に応じて一定の金額が控除されます
未成年者控除	未成年者が働いて収入をもらうとき、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます
必要経費	社会保険料、所得税などの必要経費が控除されます

びょういん

病院にかかるときは

○病院を受診するときは、生活保護法で指定されている医療機関を受診してください。

※指定されていない病院で治療を受けたときは、医療費を全額自己負担で支払わなければならない可能性があります

○病院を受診するときは、病院の窓口にて「マイナンバーカード」もしくは「医療券」の提出が必要です。

マイナンバーカードを利用した受診方法

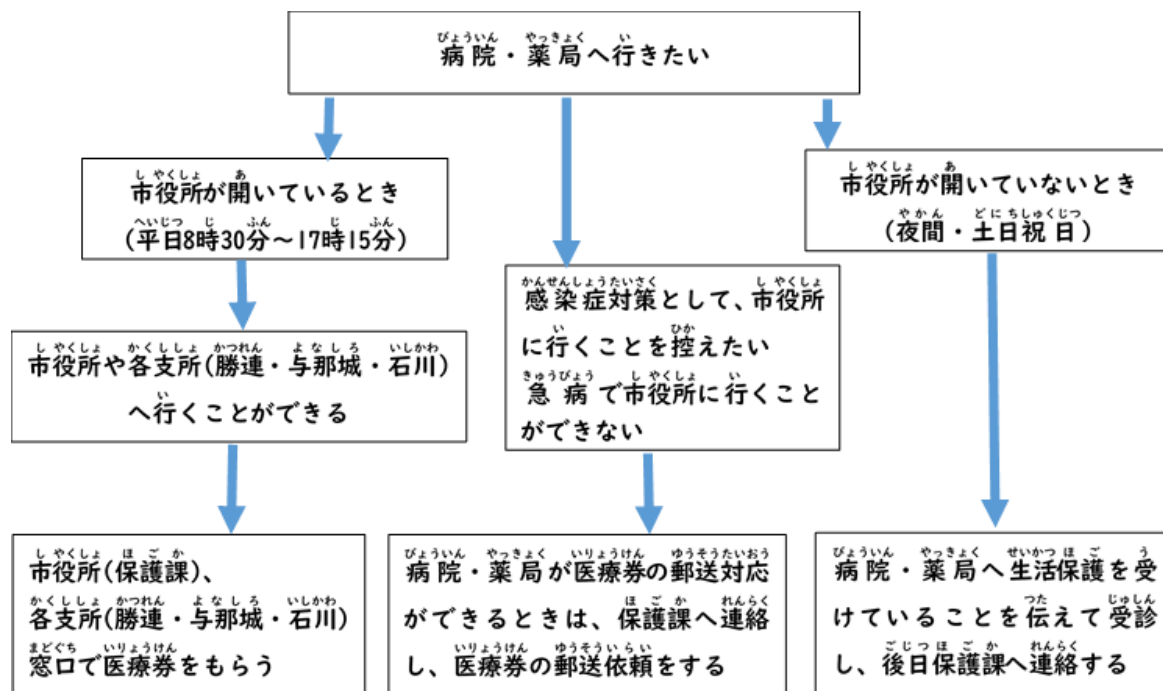
・受診日の前日までに保護課へ連絡し、医療券情報の登録を依頼してください。また、受診時はマイナンバーカードを忘れずに病院窓口へ提示してください。

※マイナンバーカードを利用した受診に対応していない医療機関もあります。詳しいことは保護課へお問い合わせください。

医療券の受け取り方法

・福祉事務所または各支所(勝連・与那城・石川)窓口で申請をしてください。

※休日や夜間、緊急の場合は病院窓口で生活保護を受けていることを伝え、後日、すみやかに福祉事務所へご連絡ください。



○他制度を利用できるかたは積極的に活用してください。

例 会社の健康保険証 自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証など

会社の健康保険証をお持ちの方は、健康保険証と医療券を病院受付に提出してください。

○お薬をもらう場合は、原則ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用ください。

○交通事故や職場での事故等に遭われた場合は、医療扶助を適用できない場合がありますので、すみやかに福祉事務所へご連絡ください。

○同じ病気で2ヶ所以上の病院受診はおやめください。

○接骨院、はり、きゅう、マッサージの治療を受けるときは、事前に地区担当員へご相談ください。

○メガネ・コルセット等、治療に必要なものについては購入前に地区担当員へご相談ください。

○毎年、集団検診を受診し、病気の予防や早期発見につとめましょう。

保護費を返していただくことがあります

以下のようなときは、保護費を返していただくことがあります。

① 不正に保護費をもらったとき(法第78条・法第85条)

・事実とちがう申請や届け出をしたり、不正な手段で保護費をもらったときは、保護費を返してもらいます。

・法律により罰せられることがあります。

② 保護費の返還

・生活の変化や収入が増えたことにより、支給した保護費が結果として多くなったときは、多くなった分は返してもらいます。

・以下のようなときは保護費を返してもらいます。

1) 不動産・動産(土地・家屋・車両など)が売れたとき

2) 生命保険などの保険金等を受け取ったとき

3) 各種年金や手当をさかのぼって受け取ったとき

4) 交通事故などで示談金や補償金等を受け取ったとき

ふ ふ く も う し た て 不服申し立て

生活保護の開始、却下、変更、停止、廃止の決定は文書にて通知いたします。決定された内容について、不服があるときは決定を知った日の翌日から 3ヶ月以内に沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

ほ ご じゆきゆうちゆう げんがく めんじょ 保護受給中に減額・免除されるもの

以下については、減額や免除を受けられることがあります。

- | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 国民年金保険料 | ☐ 国民健康保険料 | ☐ 住民票交付手数料 |
| ☐ 市県民税 | ☐ 固定資産税 | ☐ NHK放送受信料 |

かんけいき かん 関係機関

●かくしゅふくし 各種福祉サービスについての相談 そうだん

おち 主な相談内容 そうだんないよう	き 機 かん 関 名 めい	所 在 地	電話番号
こうれいしゃ 高齢者の各種福祉サービス の相談 かくしゅふくし	うるま市役所 かいごちようじゅか 介護長寿課 しやくしよ	うるま市みどり町1-1-1 ひがしとう 東棟2階 まち	098-973-3208
しょうがいしゃ 障害者の各種福祉サービスの相談 しょう	うるま市役所 しょうがいふくしか 障がい福祉課 しやくしよ	うるま市みどり町1-1-1 ひがしとう 東棟1階 まち	098-973-5452

●しゃっきん さいばん りこん 借金や裁判(離婚・自己破産など)に関する相談 じ こ は さん かん そうだん

しみんむりようほうりつ 市民無料法律相談 そうだん	しみんきやうどうせいさくか 市民協働政策課 し	うるま市みどり町1-1-1 にしとう 西棟1階 まち	098-973-5487
しゃっきん 借金に関する相談 かん そうだん	おきなわけんせいかつしやうひ 沖縄県生活消費センター ー	な は し い ず み さ き 那覇市泉崎1-2-2 (けんちよう かい) 県庁1階	098-863-9214
じ こ は さん 自己破産・離婚の 調停 りこん ちょうてい	な は か て い さい ばん し ょ 那覇家庭裁判所 おきなわ し ぶ 沖縄支部	おきなわ し ち ば な 沖縄市知花6-7-7	098-939-0017
べんご し ひ ょう など 弁護士費用等の相談 べん そうだん	ほう て ら す お き な わ 法テラス沖縄 に ほ ん し ほう し え ん (日本司法支援センター)	な は し そ べ 那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル な は かい 那覇2階	0570-078-368

●おしごと かん 仕事に関する相談 そうだん

せいかつ 生活に関する相談 かん そうだん	パーソナル サポート・センター	うるま市みどり町1-1-1 ひがしとう 東棟2階 まち	098-989-3972
しよくぎやうしやうかい 職業紹介 こやうほけん 雇用保険	おきなわこうきやう 沖縄公共 しよくぎやうあんていじよ 職業安定所 (はろーわーく おきなわ 沖縄)	おきなわ し す み よ し 沖縄市住吉1-23-1	098-939-3200
しよくぎやうしやうかい 職業紹介	うるま市ふるさとハローワーク し	うるま市みどり町1-1-1 うるま市役所 にしとう 西棟1階 まち	098-973-5614
こうれいしゃ 高齢者の就労 しやうろう	うるま市シルバー人材センター し じんざい	うるま市字川崎468 いちゅい ぐ し か わ 具志川じんぶん館1階 かん かい	098-972-2267
らうどうもんだい 労働問題に関するこ と かん	おきなわそうごうらうどう 沖縄総合労働相談コーナー そうだん	おきなわ し す み よ し 沖縄市住吉1-23-1 おきなわ らう どう そう ご う ち ょ う し ゃ かい 沖縄労働総合庁舎3階	098-982-1400

●その他の相談

おも 相談内容 主な相談内容	機 関 名	所 在 地	電話番号
せいかつふくししきんとう 生活福祉資金等 の貸付	うるま市社会 福祉協議会	うるま市安慶名1-8-1 健康福祉センターうるみん2階	098-973-5459
こころの悩みや心配 ごとの相談 (こころの電話相談)	おきなわ けんりつ そうごう せいしん 沖縄 県立 総合 精神	はえばるちようあざみやひら 南風原町字宮平212-3	098-888-1450
こころの悩みや心配 ごとの相談 (沖縄いのちの電話)	ほけんふくし 保健福祉センター		098-888-4343
ふうふかんけいとう 夫婦関係等について の相談 (女性相談室)	こそだ ほうかつし えんか 子育て包括支援課	うるま市みどり町1-1-1 ひがしとう かい 東 棟2階	098-973-5041
じよせい ほ ご そうだん 女性保護相談	おきなわけんじよせいそうだんじよ 沖縄県女性相談所	な は し よりみや 那覇市寄宮2-4-1	098-854-1172
じよせい なや そうだん 女性の悩み相談	だんじよきょうどうさんかく 男女共同参画 センター	な は し にし 那覇市西3-11-1	098-868-4010
だんせい なや そうだん 男性の悩み相談	(ているる相談室)		098-868-4011
ねんきん 年金について	ねんきんじむしょ コザ年金事務所	おきなわし ご や 沖縄市胡屋2-2-52	098-933-2267
せいしん なんびょう かん 精神・難病に関する こと	おきなわけんちゅうぶふくし 沖縄県中部福祉 保健所	おきなわしみはら 沖縄市美原1-6-28	098-938-9886
ふんしつ どうなん ほあんとう 紛失・盗難・保安等	うるま けいさつしよ うるま警察署	うるま市字大田100	098-973-0110
	いしかわけいさつしよ 石川警察署	うるま市石川東山本町1-1-1	098-964-4110
せいかつ ほ ご 生活保護の ふふくもうしたて 不服申立について	おきなわけんせいかつふくしぶ 沖縄県生活福祉部 ほ ご えんご か 保護・援護課	な は し いずみさき ぎょうせいとう かい 那覇市泉崎1-2-2 行 政棟3階	098-866-2428
こうつうじ こ そうだん 交通事故相談	こうつうじ こ そうだんじよ 交通事故相談所	な は し あさひまち 那覇市旭町116-37 なんぶごうどうちようしゃ かい 南部合同庁舎5階	098-866-2185

●高齢者の相談窓口(地域包括支援センター)

行政区ごとに相談先が変わります。

名称	担当行政区	所在地	連絡先
うるま市地域包括 支援センター いしかわ	あけぼの・なんえい・じょうほく・ちゅうおう 曙・南栄・城北・中央 まつしま・みやまえ・あがりやま・あさひ みなと・いは・かてかる・やましる 港・伊波・嘉手苅・山城	うるま市石川白浜 2-3-5 いしかわ 石川ビル 1階	098-965-6121
うるま市地域包括 支援センター ぐしかわきた 具志川北	てんがん・こんぶ・えのび・かわさき 天願・昆布・栄野比・川崎 いしかわまえ・ひがしおんな・みはら 石川前原・東恩納・美原 みどり町 1～2 みどり町 3～4 みどり町 5～6	うるま市字栄野比462	098-972-3595
うるま市地域包括 支援センター ぐしかわ 具志川ひがし	ぐしかわ・たば・あかの・うけん 具志川・田場・赤野・宇堅 うえざ・おおた・かわた 上江洲・大田・川田	うるま市上江洲779-2	098-974-4001
うるま市地域包括 支援センター ぐしかわ 具志川にし	あげな・たいらがわ・いりばる 安慶名・平良川・西原 うえたいらがわ・かねかだん・よねはら 上平良川・兼箇段・米原 きなか 喜仲	うるま市喜仲1-3-18 1階	098-989-3788
うるま市地域包括 支援センター ぐしかわ 具志川みなみ	あかみち・えす・しんあかみち 赤道・江洲・新赤道 しおや・とよはら・たかえす・まえはら 塩屋・豊原・高江洲・前原 しりんかわ・みやざと 志林川・宮里	うるま市字江洲135-3 (ヒルトップカシータ内)	098-979-5698
うるま市地域包括 支援センター かつれん	はえばる・へんな・うちま 南風原・平安名・内間 へしきや・つけん・よなしろにしはら 平敷屋・津堅・与那城西原	うるま市勝連南風原4569-1 グランシャリオ 1階	098-978-1551
うるま市地域包括 支援センター よなしろ	はま・てるま・ひが・よなしる 浜・照間・比嘉・与那城 のへん・やけな 饒辺・屋慶名 へんざ・とうばる 平安座・桃園 うえはら・みやぎ・いけい 上原・宮城・池味・伊計	うるま市勝連浜436-1	098-923-5117